

水戸市告示第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成25年 7月 8日

水戸市長 高橋



記

- 1 都市計画の種類  
道路（3・4・182 十万原環状線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
削除する部分  
水戸市 大字藤井町 字十万原及び字十万端 の各一部  
" 藤が原一丁目 の一部  
" 藤が原三丁目 の一部
- 3 縦覧場所  
水戸市都市計画部都市計画課

## 水戸・勝田都市計画道路の変更（水戸市決定）

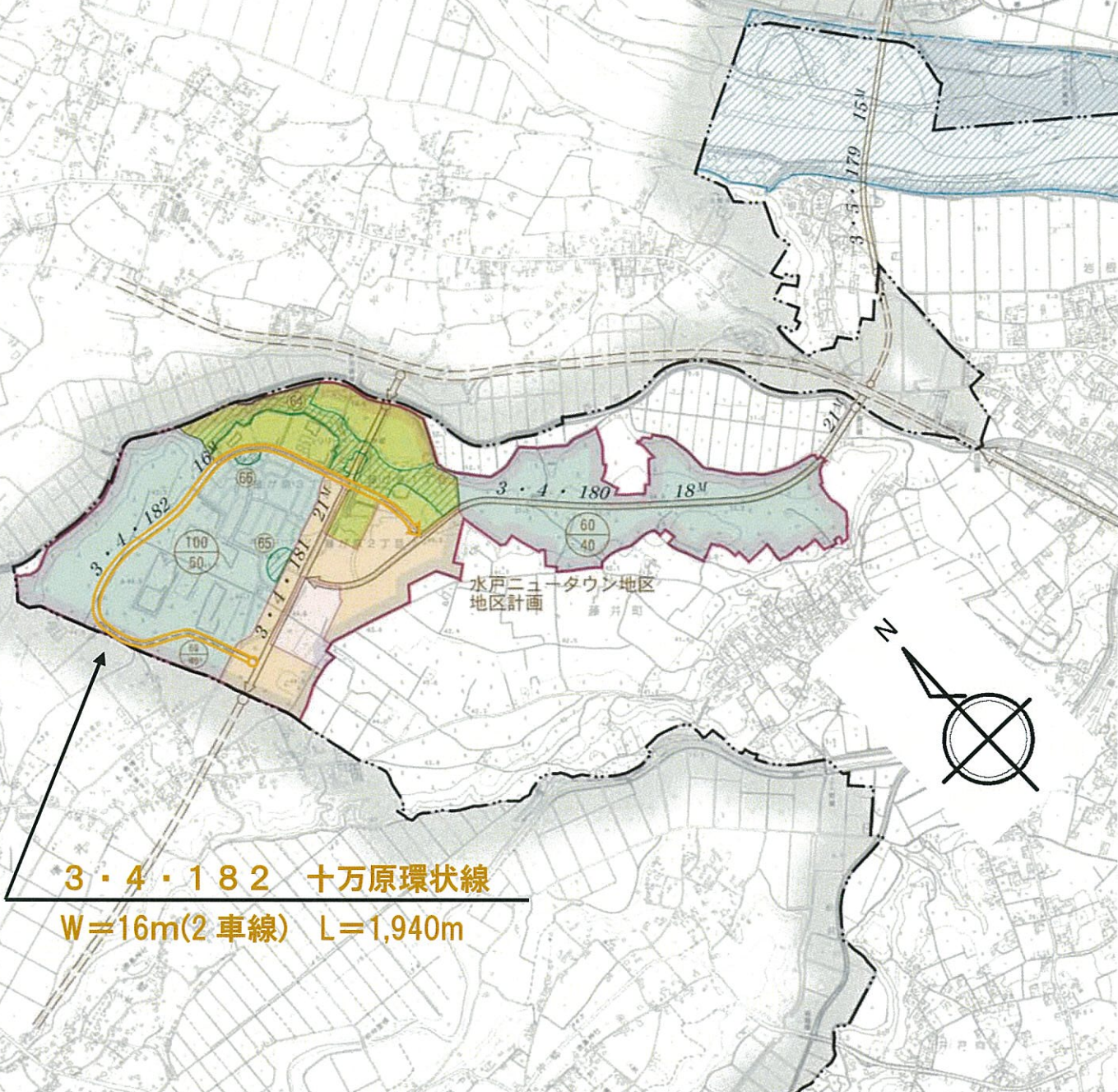
1. 都市計画道路中 3・4・182 号十万原環状線を廃止する。

### 理 由

十万原新住宅市街地開発事業の廃止に伴い、地区内における環状道路としての役割がなくなったことから、本都市計画道路を廃止する。

# 位置図

水戸・勝田都市計画 道路の変更  
【水戸市決定】



**3・4・182 十万原環状線**  
**W=16m(2車線) L=1,940m**

## 【変更概要】

3・4・182 十万原環状線の廃止 W=16m L=1,940m 2車線

## 【変更理由】

十万原新住宅市街地開発事業の廃止に伴い、地区内における環状道路としての役割がなくなったことから、本都市計画道路を廃止するものである。